

仕様書

1. 委託業務名

岸和田市イメージアップ事業業務委託

2. 業務の目的など

令和2年3月に策定した「岸和田市シティセールス方針」では、最終目標を「定住人口の増加」とし、まずは都市イメージの向上を行うことを定めている。都市イメージ向上は市からの発信のみで達成することが困難であることから、市民等と協力して本市の魅力を発信していく必要がある。そこで、市民等の本市をおすすめしたいという意欲及び情報発信技術を向上させ、実際に情報発信を行う機会を創出することとする。

また、今年度は大阪・関西万博開催年度であることから、本市における「いのち輝く未来」をテーマに、子どもの可能性を伸ばし、人口減少という社会課題への挑戦としてまちミーティングを開催し、市民等と一緒に本市はどのような暮らしができるまちなのかを考え、「岸和田でできる暮らし」として今後の都市イメージ向上の基盤づくりを行うこととする。

本業務の目的は、具体的には都市イメージ向上を目指すにあたり、下記(1)～(4)を達成することである。

- (1) 「岸和田でできる暮らし」を言語化・イメージ化すること
- (2) 市民等の本市をおすすめしたい意欲を向上させること
- (3) 市民等の本市の魅力に関する情報発信技術を向上させること
- (4) 市民等に、実際に本市の魅力に関する情報発信をしていただくこと

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

4. 本業務の主な取り組み

- (1) まちミーティング開催し、「岸和田でできる暮らし」を言語化・イメージ化
- (2) 本市の魅力を学ぶための講座開催
- (3) 本市の魅力に関する情報発信技術向上のための講座開催
- (4) 動画・フォトコンテストの開催

5. 本業務における達成指標

本業務の達成指標は、下記①～⑥のとおりとする。各指標を達成するための具体的なプロセスを提案すること。

- ① まちミーティングに 50 人以上の参加者を集めること
- ② まちミーティングを通して、「岸和田でできる暮らし」を言語化・イメージ化すること
- ③ まちミーティング参加者が満足し、より本市に愛着を持つようになること
- ④ 本市の魅力を学ぶための講座に 30 人以上の参加者を集め、参加者の本市をおすすめしたい意欲を実際に向上させること。

⑤本市の魅力に関する情報発信技術向上のための講座に 30 人以上の参加者を集め、参加者の情報発信技術を実際に向上させること。

⑥動画・フォトコンテストの応募作品を 800 件以上集めること（このうち動画部門の応募作品を 100 作品以上集めること）

6. 委託内容

受託者は上記達成指標を達成するため、下記の内容にのっとり、本事業を実施すること。ただし、下記はあくまでも想定であり、より効果的に指標を達成出来るよう、提案を踏まえ契約締結後に本市と協議のうえ内容を決定する。

（1）まちミーティング開催

都市イメージを向上するためには、本市がどんな暮らしができるまちなのかを明確にする必要がある。そのため、まちミーティングを開催して、市民等を感じる本市の暮らしを集約し、本市はどんな暮らしができるまちなのかを言語化・イメージ化すること。また、参加者の満足度が向上し、本市により愛着を持っていただけるようなミーティングになることを意識し、提案を行うこと。

①司会・進行役の選定

「まちミーティング」を円滑に進めるため、ミーティング全体の進行を管理し、議論が滞りなく行われることを支援する役割を担うことができる司会進行役を提案すること。

②会場の選定

本ミーティングの実施に適した会場を提案し確保すること。

③募集方法

50 人以上の参加者を集めること。ただし、参加者を集める際は単に全員を公募するのではなく、広く意見を集約できるように、地域、年代、社会的立場等を分散して集めること。また、参加者の確保にあたっては、市もできる限りの協力を行う。

④開催日時

開催日時は本市担当者と協議の上決定すること。

⑤ミーティングのネーミング及び内容

参加者が楽しんで参加し、上手く「岸和田でできる暮らし」を引き出せるような内容のミーティングを提案すること。また、ミーティングの中で必ず本市における「いのち輝く未来」という項目の魅力を提示させること、さらに、子どもの可能性を伸ばすことに繋がるよう、「岸和田でできる子育て」や「岸和田でできる教育」等の項目についても提示させること。

⑥納品物

本ミーティングをととして言語化された暮らしは、来年度以降に本市の都市イメージ向上の基盤となる重要な位置づけとなることに留意し、カテゴリ分けを行うなど、わかりやすく多くの方に共感していただけるように整理、言語化し提出すること。また、本ミーティング当日に整理し、言語化することが望ましいが、難しい場合はミーティングで集約した意見を基に、市と一緒に整理し言語化すること。可能であれば、言語化された暮らしを、多くの方に共感していただけるようなイメージ化を行い提出すること。イメージ化の方法については自由提案とする。

（2）本市の魅力を学ぶための講座開催

本市をおすすめしたいという意欲を向上させるため、本市の魅力についての講座を開催する。講座内容は本市の魅力を紹介し、理解を深めるとともに、本市をおすすめしたくなる意欲を向上させることができる内容とする。また、本講座の受講者に対し、下記本市の魅力に関する情報発信技術向上のための講座への受講を促すこと。ただし、本講座の開催が難しい場合は、上記まちミーティング内で本講座を開催することも可能とする。

①講師の選定

講座内容に適した経験豊富な講師を提案すること。その際、講師は本市の地域特性や魅力に詳しい人物であることを推奨する。

②会場の選定

本講座内容に適した環境を提供できる会場を提案すること。

③募集方法

指標達成のため、効果的な募集方法を提案すること。

④講座日時

開催日時は本市担当者と協議の上決定すること。

(3) 本市の魅力に関する情報発信技術向上のための講座開催

本市の魅力を写真・動画・SNS（主に Instagram を想定）等を活用して効果的に発信するための技術を習得する機会を提供し、市民等の魅力発信を促進するための講座を開催する。また、参加者に対し本事業で開催する動画・フォトコンテストへの参加を促すこと。

①講師の選定

写真撮影、動画制作、SNS 活用のいずれかに精通した講師を複数提案すること。

②会場の選定

本講座内容に適した環境を提供できる会場を提案すること。

③募集方法

指標達成のため、効果的な募集方法を提案すること。

④講座日時

開催日時は本市担当者と協議の上決定すること。

(4) 動画・フォトコンテストの開催について

本コンテストは、Instagram 上で開催すること。また、受託者は、本コンテストの管理・運営・審査業務を行うものとする

① 募集について

・岸和田市の魅力発信に資する内容の動画や写真とする。ただし、岸和田だんじり祭を中心とするようなコンテストは不可とする。

② 応募について

- ・岸和田市内で撮影されたものであること
- ・市内外問わず幅広い方々に参加可とし、個人・団体など問わない。
- ・応募は秋頃を想定。期間については原則 2 カ月以上とする。
- ・応募条件は、動画については、「#岸和田 MODE」「#いのち輝く未来」「#きしわだ動画コンテスト

2025(仮)」、フォトについては「#岸和田 MODE」「#いのち輝く未来」「#きしわだフォトコンテスト 2025(仮)」をつけているものとする。

③ 部門・賞金等について

基本的には自由提案とするが、以下の項目に留意すること。

- ・賞金の総額は動画・フォト合わせて総額 10 万円程度とし、副賞等を設定しても差し支えない。
- ・原則として最優秀賞・優秀賞、入選等を設定すること。なお、業務目的に沿った内容であれば賞の数や名称、賞金配分等は自由提案とする。
- ・可能であれば、応募者についても抽選でプレゼント等を企画すること。

④ 審査について

審査方法や配点等については基本的には自由提案とするが、公平性や透明性に留意し、業務目的に沿った審査を心がけること。審査を行うにあたり、あらかじめ応募作品が下記動画・フォトコンテストに関する留意事項やその他応募条件に違反していないかどうかの確認を行うこと。違反や不備などがあった場合は、審査の対象外とすること。また、審査員に対して謝礼や交通費などの支払いが必要な場合は、その支払いも行うこと。

⑤ 表彰について

- ・表彰の方法については、表彰式の有無も含め自由提案。

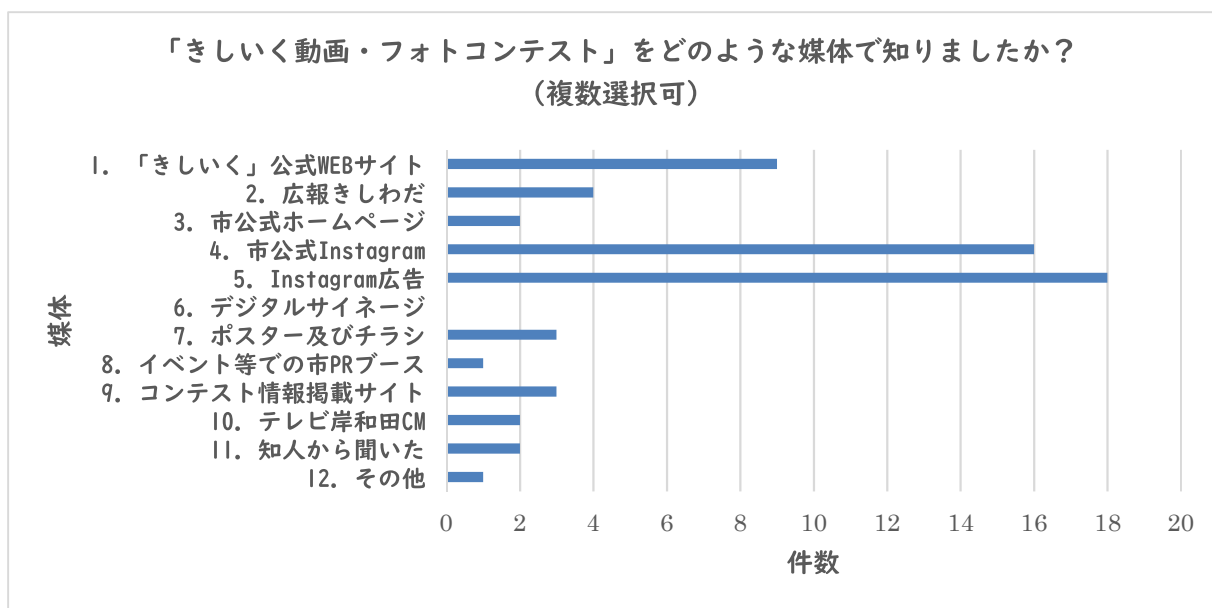
⑥ 動画・フォトコンテストに関する留意事項

作品の応募を受け付ける際は、下記留意事項について了承させること。

- ・登場人物の肖像権、音楽・映像・音声等の著作権については、第三者の著作権又は肖像権をはじめとする知的財産権の権利侵害、その他法令又は公序良俗に違反しないこととする。
- ・応募作品の著作権は作者に帰属し、二次使用权は本市に帰属する。
- ・応募作品の一部又は全部を事前の確認なく無償で掲載、又は加工の上で掲載されることに合意する。
- ・企業宣伝を主の目的とした内容や、政治目的や宗教、勧誘を意図する内容は禁止とする。
- ・作品中の言語表現は日本語を原則とし、多言語での音声作品には日本語訳の字幕を挿入する。

⑦ 動画・フォトコンテストの広報

- ・指標を達成できるように作品募集の告知を行うこと。告知方法に関しては、下図を参考に、効率的な媒体を選択すること。



令和6年度に実施の「きしいく動画・フォトコンテスト」に関するアンケート 回答人数…36人

⑧受賞作品について

・受賞作品については、応募者よりデータを取得し、委託者へ納品すること。

(5) 本事業に関する打ち合わせ等

- ①契約締結から10日以内に、年間スケジュール、各企画におけるスケジュール等を明確に記載した企画書を提出の上、委託者と打ち合わせを行うこと。
- ②定期的に本業務についての打ち合わせ(オンラインも可)を開催すること。
- ③打ち合わせの議事録を作成し、委託者及び関係者と共有すること。

7. 納入成果品

業務における一切の成果品及び業務完了報告書を提出のこと。

8. 成果品納入場所

岸和田市総合政策部広報広聴課

(岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所新館2階)

9. その他留意事項

(1) 業務遂行にかかる体制

本業務を所定の期間内に履行するため、受託者は、専属の担当者を置くこととする。担当者は本市と密に協議を行いながら、本業務を進めていくこととする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること、資料やデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、本市の指示に従うこと。受託者は、本市から廃棄の指示を受けた時は、速やかにデータを破

棄し、その処理経過は書面をもって、本市へ報告すること。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いは「個人情報の保護に関する法律」や「岸和田市情報セキュリティポリシー」、その他の関係法令を遵守すること。

(4) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設や本業務に関して立入が必要となる本市以外の施設内では、身分証明書を携行すること。また、本市施設内において、不要な場所へ無断で立ち入らないこと。

(5) 成果品に係る留意事項

本業務成果品については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないよう留意し、特殊な用語などについては、適宜解説や注釈を付記すること。

また、成果品の納入後、本市において実施する成果品検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正や追加を行うこと。

本業務の報告書等の成果品の一部または全部を、市が発行する出版物や市のホームページ等に掲載することができるものとし、受託者は、この点を念頭に置いて成果品を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利を含む。）を、成果品の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(7) 疑義の解消等

業務の実施にあたり必要な事項のうち、本書で明記のない点や疑義が生じる場合、これに係る変更を行う場合は、速やかに本市と協議を行うこと。

(8) 再委託について

原則として、業務の主たる部分を第三者へ委任することは不可とする。ただし、業務の一部分において委任する際は、事前に本市が定める再委託申請書を本市へ提出し、承諾を得たのちに、委任すること。なお、委任するにあたり、再委託者に本市が定める誓約書を提出させること。また、再委託者とのトラブル等については、受託者の責任において処理するものとし、本市は一切関与しない。

(9) 費用負担について

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、委託者は原則契約金額以外の費用を負担しない。